



たかつき 自転車まちづくり 実行計画 【改訂版】



令和5年3月
高槻市



—目 次—

第1章 はじめに

1. たかつき自転車まちづくり向上計画（改訂版）との関係	1
2. 計画期間	2
3. 計画目標	2
4. 基本方針	3
5. 施策の進捗管理等	4

第2章 はしる：自転車通行空間整備【Passing】

1. 概要	5
2. 整備方針	5
3. 計画目標	5
4. 自転車通行空間ネットワーク路線	6
5. 自転車通行空間ネットワーク路線整備目標	7
6. 自転車通行空間ネットワーク整備済み区間 整備形態	8

第3章 とめる：駐輪環境整備【Parking】

1. 施策体系及び計画目標	9
2. 取組内容	10
3. 取組内容一覧及び実施スケジュール	15

第4章 まもる：ルール遵守・マナー向上【Promise】

1. 施策体系及び計画目標	17
2. 取組内容	19
3. 取組内容一覧及び実施スケジュール	31

第5章 つかう：自転車利用促進【Promotion】

1. 施策体系及び計画目標	35
2. 取組内容	36
3. 取組内容一覧及び実施スケジュール	42

※本計画では、以下の通り用語を統一します。ただし、出典のある場合は一部変更せずに使用しています。

- | | | |
|--------------|---|----------|
| ・ 普通自転車 | → | 自転車 |
| ・ 自動車 | → | クルマ |
| ・ 普通自転車専用通行帯 | → | 自転車専用通行帯 |
| ・ 自転車駐車場 | → | 駐輪場 |

第1章 はじめに

1. たかつき自転車まちづくり向上計画（改訂版）との関係

「たかつき自転車まちづくり実行計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）は、「たかつき自転車まちづくり向上計画（改訂版）」（以下「基本計画」という。）に基づき、ハード面（自転車通行空間や駐輪環境の整備）及びソフト面（自転車利用時のルールやマナーの周知、自転車の利用促進）の各種施策・取組を総合的に展開することにより、「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を図るため、基本計画で定めた理念と視点に沿って取組を推進していきます。



図1-1 本計画と上位関連計画の関係

2. 計画期間

- ・本計画は、令和5年度～令和13年度の9年間の計画期間とします。計画期間を短期（令和5年度～令和8年度）と中期（令和9年度～令和13年度）に区分し、自転車利用環境の向上に向けて着実な施策の実現を目指します。
- ・各章で定める取組等については、必要な範囲内で随時見直しを行うことにより、社会情勢の変化等に対応します。

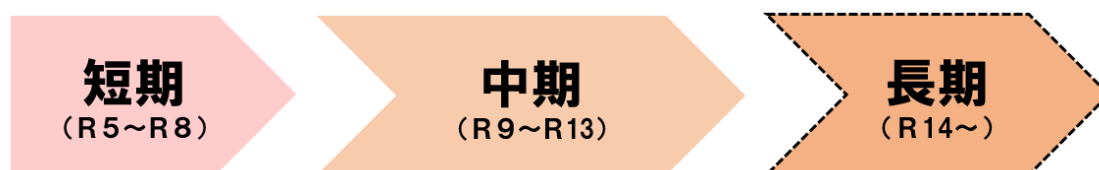


図1-2 計画期間

3. 計画目標

- ・本計画における達成度を検証するため、計画期間である9年間の中で目指す計画目標の項目を以下のように設定します。設定した数値目標は、年度ごとに達成度を検証し、評価指標の状況を把握しながら、目標の達成に向けて取組の見直しを適切に図ります。

表1-1 計画目標

計画目標の項目	
・自転車通行空間の整備延長（km）	自転車通行空間
・自転車通行空間の整備状況に対する満足度（％）	
・放置自転車台数（台）	自転車駐輪環境
・駐輪環境に対する満足度（％）	
・自転車関連事故件数（件）	自転車の ルール・マナー
・車道の左側通行の遵守率（％）	
・高槻市自転車安全利用条例及び本計画の認知度（％）	
・自転車乗車時のヘルメット着用率（％）	
・自転車保険加入率（％）	
・自転車のルール周知の取組に関する満足度（％）	
・「観光・レジャー」を目的とした自転車利用割合（％）	自転車利用促進
・自転車利用促進の取組に対する満足度（％）	

4. 基本方針

- 基本計画で定めた4つの基本方針（はしる、とめる、まもる、つかう）は、自転車利用者や関係者が一体となって、「自転車まちづくり」を推進していくための共通の指針です。本計画では、これらの4つのPごとに計画目標を定め、ソフト、ハードともに取組を進めていきます。

（１）はしる：自転車通行空間整備【**P**assing】

- 市内の幹線道路やその並行路線等を活用した自転車通行空間ネットワークを構築し、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境を創出します。

（２）とめる：駐輪環境整備【**P**arking】

- 駐輪需要に対応した、分かりやすく利用しやすい駐輪環境を創出するため、駐輪場の適正な利用を図るとともに、放置自転車の削減を図ります。

（３）まもる：ルール遵守・マナー向上【**P**romise】

- 自転車は「車両」であり、「車道の左側端」を通行することが基本ルールであることを、自転車利用者をはじめとするすべての道路利用者が理解・実践できるよう、自転車交通ルールの周知とマナー向上を図ります。

（４）つかう：自転車利用促進【**P**romotion】

- 環境負荷低減などの自転車利用のメリットを踏まえ、市民や来街者が楽しく快適に自転車を利用でき、自転車の利用促進につながる環境を創出します。また、災害時においても自転車の有効利用を図ります。

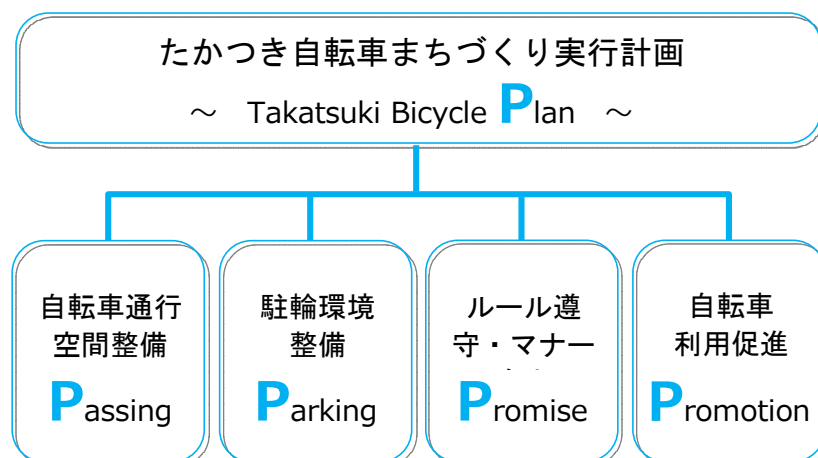


図1-3 本計画を構成する4つのP

5. 施策の進捗管理等

- ・本計画に基づき高槻市の自転車まちづくりを積極的に推進していくために、高槻市自転車安全利用条例や各種自転車関連施策について、市民や学校、企業、関連団体等に広める活動を継続的に実施していきます。
- ・計画に掲げた各種施策・取組の進捗管理を行うため、「高槻市自転車利用環境庁内推進会議」を毎年1回以上開催し、PDCAサイクルに基づく計画の策定（Plan）・施策の実行（Do）・施策の評価（Check）・計画等の見直し（Action）を実施します。
- ・計画の成果や課題を把握するため、定期的なフォローアップ調査（市民アンケート調査等）を実施します。

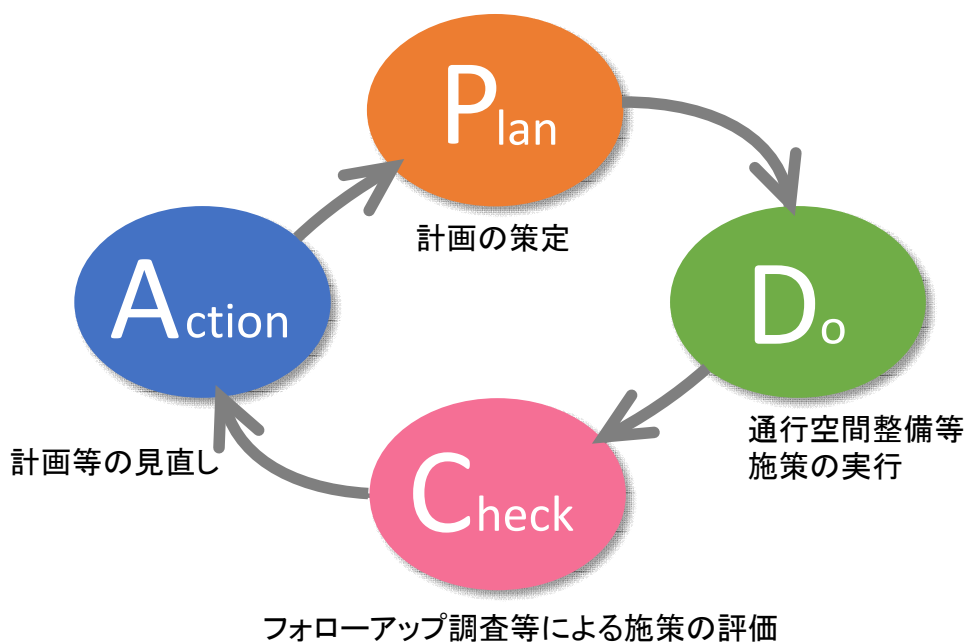


図1-4 PDCAサイクルによる施策の進捗管理

第2章 はしる：自転車通行空間整備【Passing】

自転車通行空間ネットワークの形成

自転車通行空間ネットワークを構築し、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境の創出について検討します。

1. 概要

たかつき自転車まちづくり向上計画の実施計画「はしる」編として、本市の自転車通行空間ネットワーク路線を定めるものです。

2. 整備方針

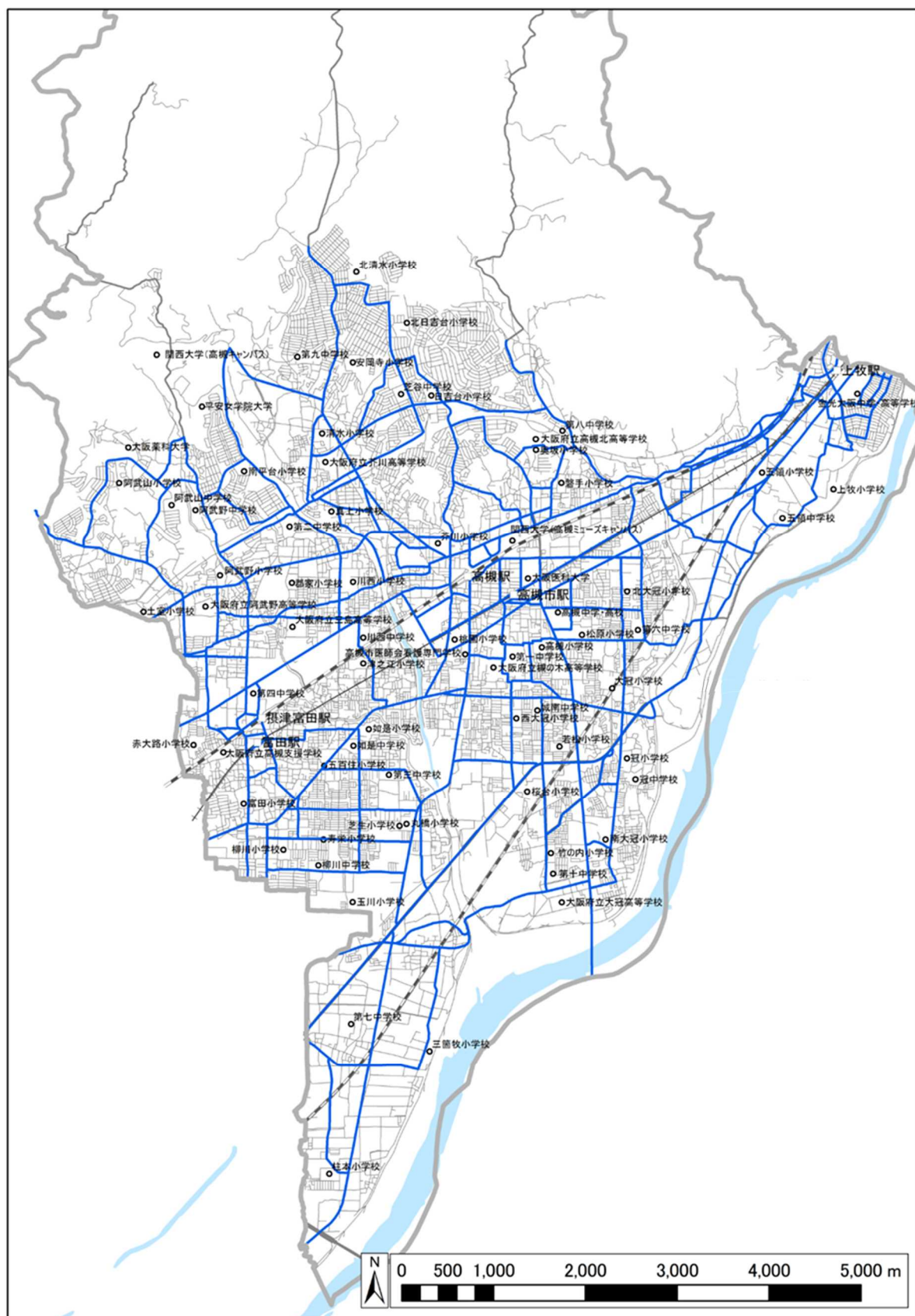
- ①新設道路及び現道拡幅を行う道路における自転車通行空間は、基本計画の選定フローに基づき原則として車道に自転車専用通行帯を整備します。
- ②既存の道路空間を有効活用し、選定フローに基づき自転車通行空間を生み出せるように努めます。
- ③自転車通行空間ネットワーク路線について、道路実情に応じた整備形態を選定し、短期整備路線、中期整備路線、長期整備路線に分類し、計画的に整備を推進します。

3. 計画目標

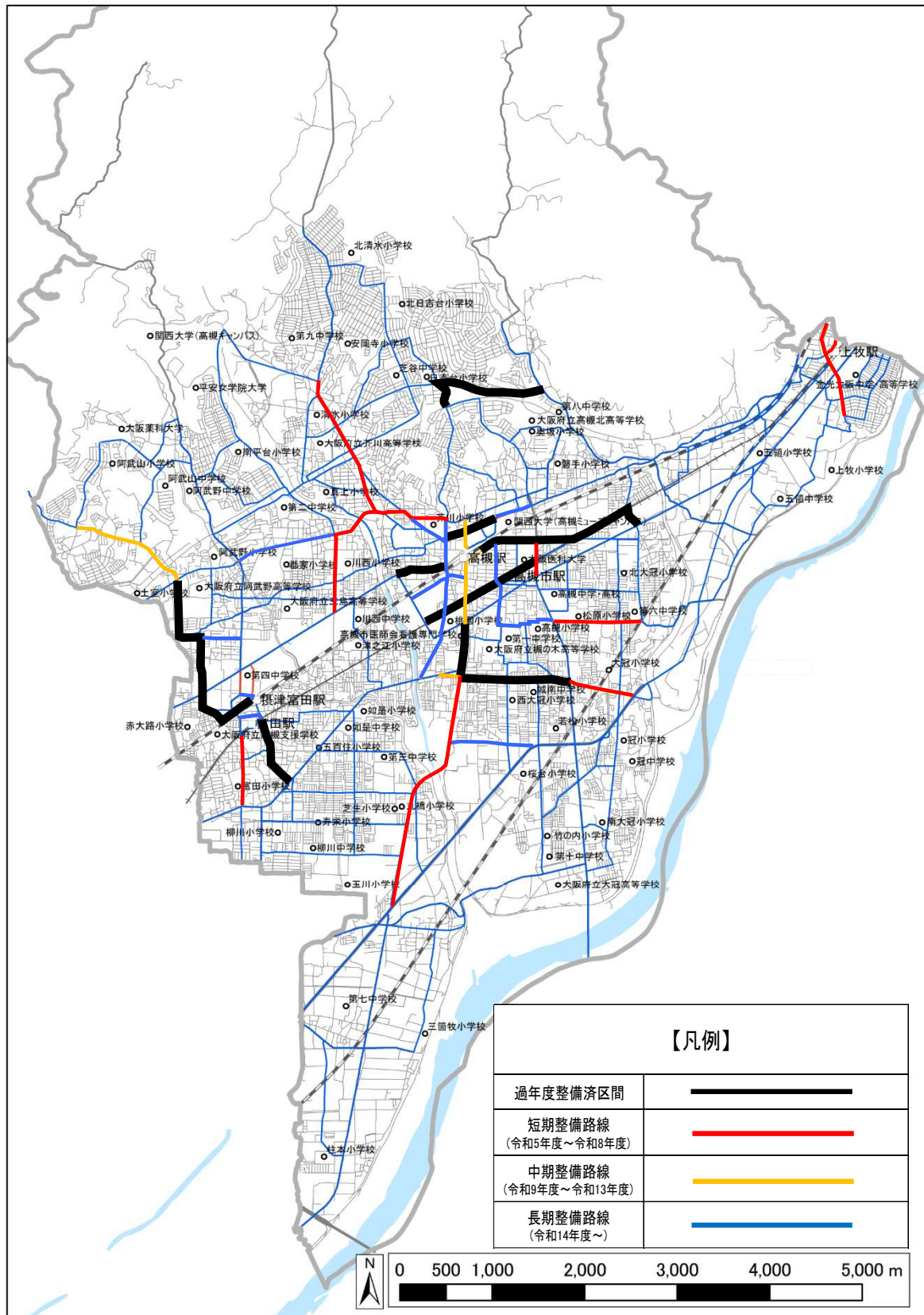
ネットワーク路線における短期整備路線（令和5年度～令和8年度）及び中期整備路線（令和9年度～令和13年度）の整備を推進します。また、自転車通行空間の整備状況に対する満足度が向上するよう、以下のとおり計画目標を設定します。

項目	当初 (R3)	目標値	
		R8	R13
自転車通行空間の整備延長（km）	10.2	20	25
自転車通行空間の整備状況に対する満足度（%）	28	45	50

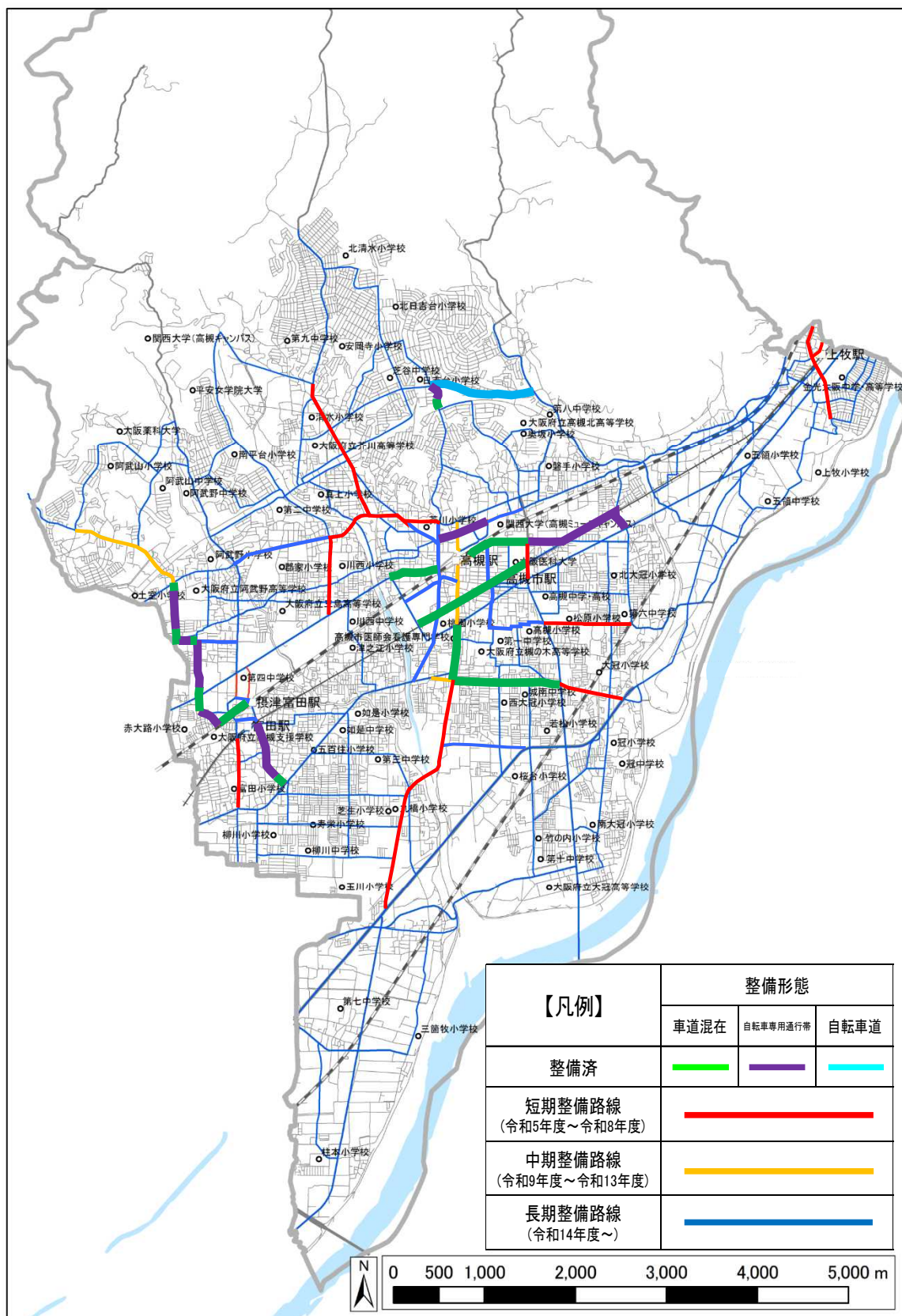
4. 自転車通行空間ネットワーク路線



5. 自転車通行空間ネットワーク路線整備目標



6. 自転車通行空間ネットワーク整備済み区間 整備形態



第3章 とめる：駐輪環境整備【Parking】

1. 施策体系及び計画目標

（1）施策体系

本計画は、既存駐輪場の利用促進や機能向上、利用者サービス向上等の実現に向け、関係機関と協議・連携を図り、総合的な駐輪施策を展開するとともに自転車利用者の満足度を向上させるものです。

また、駅周辺における駐輪実態や放置自転車の課題について、より詳細に状況把握し、分析を行うことで、効果的な放置自転車対策を実施します。

（1）既存市立駐輪場の利用促進	①案内性の向上
	②利用者サービスの向上
（2）効果的な放置自転車対策	①啓発活動の強化
	②駐輪需要に応じた対策

（2）計画目標

本計画は、たかつき自転車まちづくり向上計画の実施計画「とめる」編として、駅周辺の快適な駐輪環境の創出や放置自転車の削減に向けた取組について定めるものです。また、駅周辺の放置自転車の削減及び自転車利用者の駐輪環境に対する満足度が向上するよう、以下のとおり計画目標を設定します。

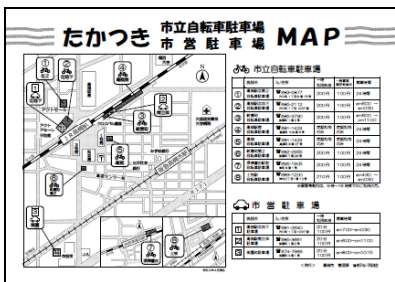
項目	当初 (R3)	目標値	
		R8	R13
放置自転車台数（台／日）※	86	80	70
駐輪環境に対する満足度（％）	55	60	65

※令和元年度から北摂他市と同様の調査手法により台数を集計

2. 取組内容

(1) 既存市立駐輪場の利用促進

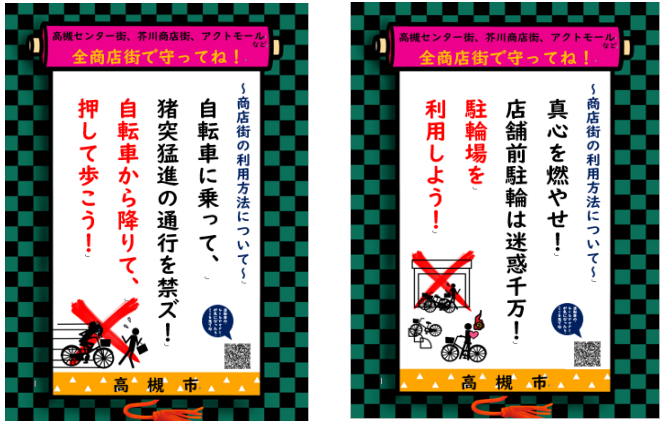
既存市立駐輪場の適正な利用を図り、路上駐輪の慢性化等を防止するため、駐輪場への案内性向上や停めやすい駐輪環境の創出を図ります。また、既存市立駐輪場の運営見直しや駐輪施設の整備等により、鉄道駅周辺の駐輪対応を適切に行います。

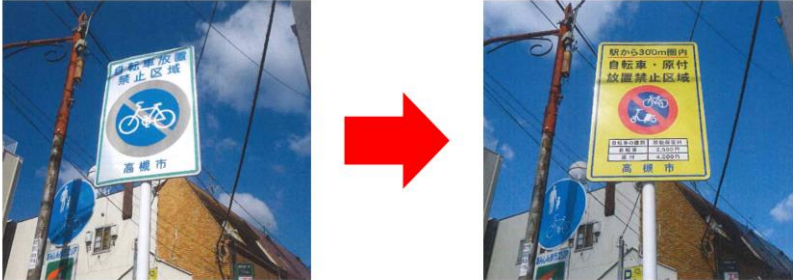
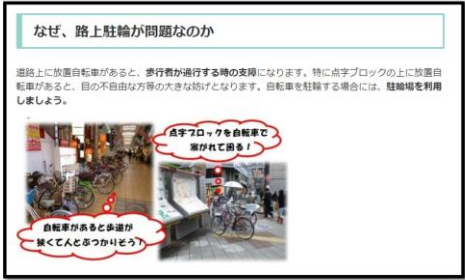
取 組	①案内性の向上			
内 容	A 駐輪マップの作成・配布 B 市ホームページの更新 ・市ホームページから施設の外観や場内写真、利用方法、定期空き状況等を確認できるようにします。			
取 組 イメージ	A 駐輪マップ  B 市ホームページから施設の詳細確認  市HP（自転車駐車場案内）に指定管理者の施設案内のページへのリンクを掲載			
対 象 ※重点対象は ◎で表記	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	◎	○	○
担当部署	管理課			

取 組	②利用者サービスの向上			
内 容	A 駐輪区画の見直し ・原付エリアを電動アシスト自転車用エリアに変更します。 ・駐輪ラックを撤去して電動アシスト自転車エリアを増設します。 ・多様な車種に対応した駐輪場所を設置します。 B セキュリティ強化 ・防犯カメラの更新や増設を行います。 C 料金体系の見直し ・駐輪場の立地状況や利便性（屋根の有無、駐輪する階層等）に応じた料金設定を行います。 D キャッシュレス決済の導入 E ICT を活用した駐輪場システムの導入			
取 組 イメージ	A 駐輪区画の見直し 駐輪ラック撤去 → 電動アシスト自転車エリア  原付エリア → 電動アシスト自転車エリア 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	◎	○	○
担当部署	管理課			

（２）効果的な放置自転車対策

放置自転車の現状を踏まえ、放置自転車対策に対する啓発活動の強化を図るとともに、短時間駐輪などの多様な駐輪特性を勘案し、民間事業者や商店街等との連携のもと、総合的な駐輪対策を講じます。

取 組	①啓発活動の強化
内 容	☐A 路面シートや啓発ポスターによる啓発 ☐B 放置禁止区域標識の見直し ☐C バリアフリー体験学習における啓発 ・小学校でのバリアフリー総合学習において、歩道等に自転車を駐輪することがないように、副読本を用いた安全な駐輪方法の周知・啓発を行います。 ☐D 市ホームページによる啓発強化
取 組 イメージ	☐A 路面シート  啓発ポスター 

	B 放置禁止区域標識の更新			
				
	C バリアフリー副読本			
	 			
	D 市ホームページにおいて放置自転車に関する記事を掲載			
	  			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	◎	○	
担当部署	管理課、都市づくり推進課			

取 組	②駐輪需要に応じた対策			
内 容	A 駐輪ラックの設置 ・コロナ禍における駐輪需要の変化を踏まえ、駅周辺における駐輪需要の調査等を行うことで、駐輪ラックの設置についての検討を行います。 B 民間事業者等と連携した取組			
取 組 イメージ	A 駐輪ラックの設置  B 商店街事業者（カラオケ店）との協議 協議前  道の半分以上を放置自転車が占有 ➡ 協議後  道にはみ出た自転車を店舗内へ整理			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

3. 取組内容一覧及び実施スケジュール（随時見直しを実施）

（1）既存市立駐輪場の利用促進

①案内性の向上

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	駐輪マップの作成・配布	作成・配布（随時更新）					
B	市ホームページの更新	検討	実施				

②利用者サービスの向上

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	駐輪区画の見直し	実施		検討		実施	
B	セキュリティ強化	検討					
C	料金体系の見直し	検討					
D	キャッシュレス決済の導入	検討	実施				
E	ICTを活用した駐輪場システムの導入	検討					

（2）効果的な放置自転車対策

①啓発活動の強化

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	路面シートや啓発ポスターによる啓発	実施（デザインは随時更新）					
B	放置禁止区域標識の見直し	実施（デザインは随時更新）					
C	バリアフリー体験学習における啓発	実施					
D	市ホームページによる啓発強化	実施（随時内容の見直し）					

②駐輪需要に応じた対策

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	駐輪ラックの設置	検討					
B	民間事業者等と連携した取組	実施				取組の見直し	

第4章 まもる：ルール遵守・マナー向上【Promise】

1. 施策体系及び計画目標

(1) 施策体系

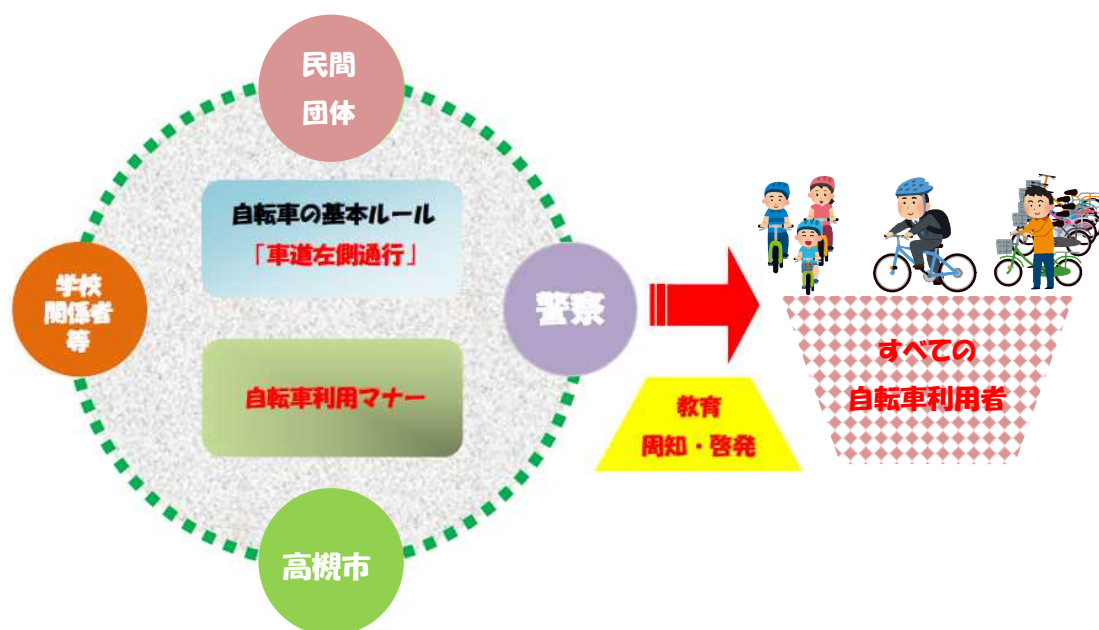
すべての自転車利用者が、自転車は「車両」であることを認識し、自転車の交通ルールやマナーを理解・実践することが、「まもる」施策の目指す姿です。警察や学校関係者等の関係機関及び民間団体と連携し、施策を実現することにより、誰もが安全・快適に通行できる環境づくりを目指します。

(1) 利用者の年齢層 に応じた交通安全教育 活動の充実	①自転車交通安全教室の実施
	②自転車安全利用に関するイベント等の実施
	③市職員向けのマナー啓発活動
(2) 交通安全教育コ ンテンツの充実	①自転車の安全利用に関する教育コンテンツの作成
	②自転車教育プログラム等を用いた安全教育の実施
	③自転車の安全利用に関する各種啓発グッズの作成・配布
	④メディアを活用した啓発活動
(3) 関係機関との 連携によるルール・ マナーの周知・啓発	①警察や関係団体等と連携した啓発活動
	②市が中心となった意識啓発活動
	③ヘルメットの着用及び自転車保険の加入促進に向けた啓発活動
	④事業連携協定の推進
	⑤「自転車安全利用の日」における啓発活動

（２）計画目標

本計画は、たかつき自転車まちづくり向上計画の実施計画「まもる編」として、自転車交通ルールへの周知・徹底を目指した教育や自転車利用マナー向上を目的とした意識啓発活動の取組について定めるものです。また、自転車利用者の交通ルールの遵守及び取組に関する満足度が向上するように、以下のとおり計画目標を設定します。

項目	当初 (R3)	目標値	
		R8	R13
自転車関連事故件数（件）	194	170	145
車道の左側通行の遵守率（％）	53	60	65
高槻市自転車安全利用条例及び本計画の認知度（％）	10	20	30
自転車乗車時のヘルメット着用率（％）	2	5	10
自転車保険加入率（％）	72	80	85
自転車のルール周知の取組に関する満足度（％）	27	35	40



2. 取組内容

(1) 利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の充実

自転車は「車両」であり、「車道の左側端」を通行することが基本ルールです。この基本ルールを、自転車利用者をはじめとするすべての道路利用者が理解・実践するために、警察や学校関係者等の関係機関・民間団体と連携・協力しながら、交通安全教育活動を実施します。

取 組	①自転車交通安全教室の実施			
内 容	A 自転車交通安全教室の実施 - 子どもから高齢者までの幅広い自転車利用者が、ルールやマナーを楽しく正しく理解できるよう、自転車安全利用教室を実施します。 「みんなで学ぶ交通安全教室（旧「親と子の交通安全教室」）」において、全市立小学校で3年ごとに自転車交通安全教室を実施します。 「中学生のための自転車交通安全教室」において、全市立中学校で自転車交通安全教室を実施します。 - 民間団体と連携した自転車交通安全教室を実施します。 B 出前講座の実施 - 企業等からの依頼に応じて、その企業の従業員等に対する自転車の安全利用に関する出前講座を実施します。			
取 組 イメージ	A 自転車交通安全教室 みんなで学ぶ交通安全教室  			
対 象 ※重点対象は ◎で表記	市民			事業者
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○	○	○
担当部署	管理課			

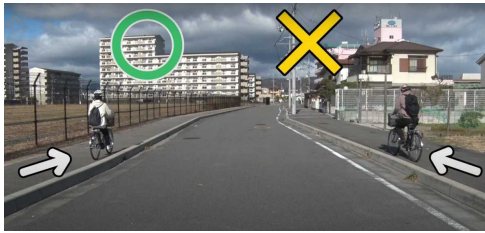
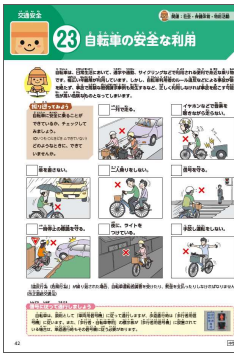
取 組	②自転車安全利用に関するイベント等の実施			
内 容	【A】他行政・民間団体と連携したイベントの実施 ・警察や他の行政、民間団体が実施する交通安全以外のイベントにも積極的に参加し、自転車安全利用啓発ブースを設置し、自転車安全利用に関するQ&Aの対応やヘルメット販売会（試着・相談会）、また保険加入相談会等を実施します。			
取 組 イメージ	【A】自転車安全利用啓発ブース 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	○	○	
担当部署	管理課			

取 組	③市職員向けのマナー啓発活動			
内 容	A 自転車通勤の職員に対するヘルメット着用及び自転車保険加入の周知徹底 - 市職員の通勤届に、自転車を使用する場合は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、自転車保険の証書（コピー）の添付を要件とすることで加入を義務付けます。 B 市職員向け研修の実施 - 新たに入庁する職員をはじめ、自転車の安全利用に関する研修を実施し、自転車の模範的利用を心掛けるようルール遵守・マナー向上を図ります。			
取 組 イメージ	B 市職員向け研修 			
対 象	市民			市職員
	学生以下	大人	高齢者	
				◎
担当部署	人事企画室、管理課			

（２）交通安全教育コンテンツの充実

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面以外の手法においても交通安全教育を実施できるよう、交通安全教育コンテンツを充実させます。また、メディア等も活用した交通安全啓発を行います。

取 組	①自転車の安全利用に関する教育コンテンツの作成			
内 容	A ルールブックの作成・配布 ・自転車の交通ルールをまとめたルールブックを作成・配布します。 B 交通安全啓発絵本の作成・配布 ・就学前の子どもが交通ルールを学べるように交通安全啓発絵本等を作成・配布します。			
取 組 イメージ	A たかつき自転車ルールブック  B 交通安全啓発絵本 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○	○	
担当部署	管理課			

取 組	②自転車教育プログラム等を用いた安全教育の実施			
内 容	A 交通安全教育動画の制作及び活用 ・自転車に関する交通ルールをまとめた教育動画を制作し、教育現場で活用できる仕組みを導入します。 B 安全教育副読本等を用いた教育の実施 ・安全教育副読本等の教材を制作し活用することで、市立小中学校における交通安全教育を実施します。			
取 組 イメージ	A 交通安全教育動画   B 安全教育副読本   			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○	○	
担当部署	管理課、学校安全課			

取 組	③自転車の安全利用に関する各種啓発グッズの作成・配布			
内 容	A 各種啓発グッズの作成・配布 ・自転車利用時のルールやマナーの意識啓発を行うため、ルール等を分かりやすくまとめたリーフレットや自転車安全利用冊子等の各種啓発グッズを作成します。 ・ヘルメット着用や保険への加入促進を目的とした、リーフレットやポスターを作成します。			
取 組 イメージ	A 啓発ポスター  ●ヘルメット 安全の輪を 広げよう ●保険加入 自分も相手も ヒト安心 ●歩道上 クルマと同じ 方向へ 高槻市の自転車スローガン 高槻市交通安全推進月間 <令和4年10月1日(土)~令和4年10月31日(月)> 高槻市交通安全推進協議会 高槻市 高槻警察署 高槻市では、自転車の安全で快適な利用のため、「高槻市自転車安全利用条例」を施行しております。 啓発うちわ 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

取 組	④メディアを活用した啓発活動			
内 容	A 広報誌への記事の掲載 ・自転車のルール・マナー等についての記事を掲載し、交通安全啓発を行います。 B 様々なメディアを活用した啓発の実施			
取 組 イメージ	A 広報誌の特集記事  B デジタルサイネージを活用した啓発 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

（３）関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発

警察や関係団体などと連携した啓発活動を実施します。また、市の公共施設やイベントにおいても自転車に関する啓発を行うとともに、さまざまな企業と連携し、本市だけでは実施できない幅広い取組を展開します。

取 組	①警察や関係団体等と連携した啓発活動			
内 容	A 交通指導員による街頭指導 ・登校時の安全を確保するため、高槻市交通指導員協議会と連携し、市内通学路で主に児童を対象として、各校区の指導員による街頭指導を行います。 B 高校生に対する啓発活動 ・高槻警察署と連携し、下校する高校生に対して街頭指導を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 C 商店街での啓発活動の実施 ・商店街において、自転車の降車についての呼びかけを行うため、警察や商店街等と連携した啓発活動を実施します。 ・自転車に乗ったまま通行する自転車に対して、指導員を配置して自転車の降車を促す取組を実施します。			
取 組 イメージ	C 警察と連携した啓発活動 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	◎	○	
担当部署	管理課			

取 組	②市が中心となった意識啓発活動			
内 容	A 市役所内における自転車安全利用に関するパネル展示の実施 B 公用車・公用自転車等を活用した啓発活動 ・公用車、公用自転車等へのラッピングを行い、市民に対しヘルメット着用等の啓発を行います。 ・公用自転車の乗車時にヘルメットの着用を義務付け、職員の意識向上を図るとともに、市民に対するヘルメット着用のアピールを行います。 C 庁内放送・庁舎内駐輪場等における啓発活動 D 公共施設や市が主催するイベント等での啓発活動 ・保健事業や健康フェア等において啓発チラシを配架します。 ・老人クラブなどの高齢者団体に対し、自転車安全利用（ヘルメット着用等）を促す啓発物などを配布し、意識啓発を行います。 ・保育施設等において啓発チラシの掲示や配架を行います。 ・スポーツイベント開催案内のチラシにおいて、来場する際の安全運転の啓発を行います。			
取 組 イメージ	A パネル展示  B 公用自転車へのラッピング 			
対 象	市民			市職員
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	◎	○
担当部署	管理課、総務課、健康づくり推進課、長寿介護課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、文化スポーツ振興課			

取 組	③ヘルメットの着用及び自転車保険の加入促進に向けた啓発活動			
内 容	【A】交通安全教室等における啓発 ・交通安全教室やポスター・リーフレット等を用いて、ヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険等への加入啓発を行います。 【B】自転車販売店及びレンタサイクル事業者と連携した啓発活動			
取 組 イメージ	【A】啓発ポスター 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	◎	
担当部署	管理課			

取 組	④事業連携協定の推進			
内 容	A 事業連携協定締結の推進 ・自転車の安全利用の推進に係る取組に協力いただける企業・団体等と事業連携協定を締結し、本市だけでは実施が難しい幅広い取組を展開します。			
取 組 イメージ	A 郵便局との包括連携協定に基づく取組 郵便局内でのポスター掲示 郵便局員による反射材の着用			
対 象	市民			事業者
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	◎
担当部署	管理課			

第4章 まもる：ルール遵守・マナー向上【Promise】

取 組	⑤「自転車安全利用の日」における啓発活動			
内 容	A 「自転車安全利用の日」における啓発活動の実施 ・自転車の安全利用への理解を深めるため、毎月15日を自転車安全利用の日と定め、街頭啓発などを行います。			
取 組 イメージ	A 自転車販売店と連携した街頭啓発 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

3. 取組内容一覧及び実施スケジュール（随時見直しを実施）

（1）利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の充実

①自転車交通安全教室の実施

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	自転車交通安全教室の実施	実施（随時内容の見直し）					
B	出前講座の実施	随時実施					

②自転車安全利用に関するイベント等の実施

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	他行政・民間団体と連携したイベントの実施	実施					

③市職員向けのマナー啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	自転車通勤の職員に対するヘルメット着用及び自転車保険加入の周知徹底	実施					
B	市職員向け研修の実施	実施					

（2）交通安全教育コンテンツの充実

①自転車の安全利用に関する教育コンテンツの作成

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	ルールブックの作成・配布	作成	配布			内容の見直し・周知	
B	交通安全啓発絵本の作成・配布	作成	配布			内容の見直し・配布	

②自転車教育プログラム等を用いた安全教育の実施

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	交通安全教育動画の制作及び活用	作成	活用（随時内容の見直し）				
B	安全教育副読本等を用いた教育の実施	実施					

③自転車の安全利用に関する各種啓発グッズの作成・配布

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	各種啓発グッズの作成・配布	作成・配布					

④メディアを活用した啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	広報誌への記事の掲載	実施（随時内容の見直し）					
B	様々なメディアを活用した啓発の実施	実施（随時内容の見直し）					

（3）関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発

①警察や関係団体等と連携した啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	交通指導員による街頭指導	実施					
B	高校生に対する啓発活動	実施					
C	商店街での啓発活動の実施	実施					

②市が中心となった意識啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	市役所内における自転車安全利用に関するパネル展示の実施	実施				実施（展示内容見直し）	
B	公用車・公用自転車等を活用した啓発活動	検討	実施			手法の見直し・実施	
C	庁内放送・庁舎内駐輪場等における啓発活動	実施					
D	公共施設や市が主催するイベント等での啓発活動	実施（随時内容の見直し）					

③ヘルメットの着用及び自転車保険の加入促進に向けた啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	交通安全教室等における啓発	実施					
B	自転車販売店及びレンタサイクル事業者と連携した啓発活動	内容の検討		実施			

④事業連携協定の推進

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	事業連携協定締結の推進	実施		取組拡大の検討・実施			

⑤「自転車安全利用の日」における啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	「自転車安全利用の日」における啓発活動の実施	実施					

第5章 つかう：自転車利用促進【Promotion】

1. 施策体系及び計画目標

（1）施策体系

自転車は、運転免許がいらない手軽な乗り物であり、経済的である点や環境に優しい点など、様々なメリットがあります。

本市では、そのような自転車のメリットに着目し、自転車利用者の利便性を高める情報の提供やイベントの開催を通じて、日常的な移動や余暇活動等、様々な場面で自転車が利用されるよう施策を展開します。

（1）観光や余暇活動での 自転車利用促進	①大阪府「サイクリストにやさしいまちづくりの取組み 止まり木（パーチ）事業」への協力
	②史跡巡りにおける自転車の有効活用
	③サイクルイベントの開催
（2）通勤等を含む日常生活や 災害時における自転車活用	①日常における移動手段としての自転車活用
	②環境負荷低減のための自転車利用の促進
	③災害時における自転車の活用

（2）計画目標

本計画は、たかつき自転車まちづくり向上計画の実施計画「つかう」編として、市民や来街者が楽しく快適に自転車を利用できる取組について定めるものです。また、自転車の利用促進につながる環境の創出及び自転車利用促進の取組の対する満足度が向上するよう、以下のとおり計画目標を設定します。

項目	当初 (R3)	目標値	
		R8	R13
「観光・レジャー」を目的とした自転車利用割合(%)	9	15	20
自転車利用促進の取組に対する満足度(%)	32	40	45

2. 取組内容

(1) 観光や余暇活動での自転車利用促進

市民や来街者が市内の歴史文化施設などを観光する際に、楽しく快適に自転車を利用してもらい、四季や風景の体感による新たな街の魅力の発見等のメリットが実感できるよう、自転車の利用促進を図ります。

取 組	①大阪府「サイクリストにやさしいまちづくりの取組み 止まり木（パーチ）事業」への協力			
内 容	A「サイクリストにやさしいまちづくりの取組み 止まり木事業」への協力 ・大阪府が淀川沿いの飲食店や魅力拠点等にサイクルラックを設置する「止まり木（パーチ）事業」について、今城塚古代歴史館へのサイクルラック設置に関し、市観光協会から行政財産使用許可を申請する等協力を行います。			
取 組 イメージ	A 止まり木（パーチ）事業 サイクリストにやさしいまちづくりの取組み（淀川沿い8市2町） ーお風呂道（オフロード）事業、止まり木（パーチ）事業ー 			
対 象 ※重点対象は ◎で表記	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	観光シティセールス課			

取 組	②史跡巡りにおける自転車の有効活用			
内 容	〔A〕 歴史施設における自転車利用促進 ・ 史跡等の歴史施設において駐輪場の整備や円滑な誘導を行うことで、史跡巡りでの自転車利用を促進します。			
取 組 イメージ	〔A〕 今城塚古代歴史館 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	◎
担当部署	文化財課			

取 組	③サイクルイベントの開催			
内 容	A サイクルイベントの開催 ・自転車に乗ることができない子どもでも気軽に自転車を体験できる場として、ランニングバイク等を用いた自転車の体験の場を提供します。			
取 組 イメージ	A 交通安全イベント  			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○		
担当部署	管理課			

（２）通勤等を含む日常生活や災害時における自転車活用

クルマからの利用転換による環境負荷低減など、自転車のメリットを踏まえて、通勤や買い物などの日常生活等におけるさらなる自転車の活用を目指します。また、災害時において、他の交通機能が停止した場合の物資運搬や被害状況の調査等の移動手段として、自転車の活用を図ります。

取 組	①日常における移動手段としての自転車活用			
内 容	A サイクル&バスライド駐輪場の維持管理 ・サイクル&バスライドとして運用している6箇所（上の口（のりば・滞留所）、道鶴町、下田部団地、北大塚、富田団地）に不法駐輪されないよう適切な維持管理を行う。 B 公共交通との連携の強化 ・公共交通を補完する交通手段として、シェアサイクルの導入など、公共交通との連続性の確保についての検討や自動車に過度に依存しない交通行動への働きかけを推進する。			
取 組 イメージ	A サイクル&バスライド駐輪場 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	○
担当部署	交通部運輸課、都市づくり推進課、管理課			

取 組	②環境負荷低減のための自転車利用の促進			
内 容	A 環境面での自転車PR - 地球温暖化対策をはじめとした環境負荷低減に資する自転車利用を促進するため、各種計画等にその旨を記載するなど広く市民等に向けて周知啓発を実施します。 B 放置自転車の市民販売の実施 - 撤去した放置自転車の再生利用を図るため、放置自転車を市民向けにリサイクル販売を行います。 C 放置自転車インターネットオークションの実施 - 撤去した放置自転車の再生利用を図るため、放置自転車をインターネットオークションへ出品します。			
取 組 イメージ	B 放置自転車の市民販売の実施  C インターネットオークションへの出品 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	○
担当部署	環境政策課、管理課			

取 組	③災害時における自転車の活用			
内 容	A 災害時における業務での自転車活用 ・災害時に自転車を調達するため民間企業と協定を締結し、災害時の業務に活用します。			
対 象	市民			市職員
	学生以下	大人	高齢者	
				◎
担当部署	危機管理室			

3. 取組内容一覧及び実施スケジュール（随時見直しを実施）

（1）観光や余暇活動での自転車利用促進

①大阪府「サイクリストにやさしいまちづくりの取組み 止まり木（パーチ）事業」への協力

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	「サイクリストにやさしいまちづくりの取組み 止まり木事業」への協力	実施					

②史跡巡りにおける自転車の有効活用

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	歴史施設における自転車利用促進	実施					

③サイクルイベントの開催

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	サイクルイベントの開催	実施					

（2）通勤等を含む日常生活や災害時における自転車活用

①日常における移動手段としての自転車活用

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	サイクル&バスライド駐輪場の維持管理	実施					
B	公共交通との連携の強化	検討					

②環境負荷低減のための自転車利用の促進

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	環境面での自転車PR	実施					
B	放置自転車の市民販売の実施	随時実施					
C	放置自転車インターネットオークションの実施	随時実施					

③災害時における自転車の活用

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	災害時における業務での自転車活用	実施					

たかつき自転車まちづくり実行計画（改訂版）



高槻市

Takatsuki City

発行年月：令和5年3月

発行：高槻市

編集：都市創造部管理課
道路課

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7532

FAX：072-674-3125